

平成29年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

以下の事例を読み、以下の設問に答えなさい。

S市は、G県にある中核市であり、特産の綿織物の生産で全国に名を知られており、財政的にも相応の豊かさを誇ってきた。同市は、市民の低収入者に住居を提供し、社会福祉に貢献するという目的で、市の郊外に4人家族をモデルとした3LDKの市営住宅を建設した。入居者については、S市営住宅条例に基づいて、該当する市民を順次毎年入居させ、市役所の住民課が対応していた。当該条例7条（資料参照）では、入居につき各種の条件を求めていたが、平成19年12月に改正して「暴力団員関係者であることが判明した場合」を付け加えた。この時点で、「名義人又は同居人が暴力団員であることが判明したときは、ただちに住宅を明け渡します」との誓約書を、S市は全ての居住者に求めた。なお、この暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（暴対法）に規定する「暴力団員」を意味していた。

Aは妻と2人の子どもとで平成元年からこの市営住宅に居住していたが、2人の子どもはそれぞれ独立し、平成18年からは二人暮らしであった。平成20年から二男C（成年者）が、交通事故で障害者となったこともあり、Aと同居することになった。ところがG県警察からの連絡によりCが過去に暴力団員であって、いわゆる「当たりや」をやって障害者になったものであることが判明した。S市は条例と誓約書を根拠にして、Aに対して住宅の明け渡しを求めた。しかし、Aは、Cは現在ではもはや暴力団員ではなく、たとえ過去に暴力団員であったとしても、そのことを理由にして市営住宅から追い出すことは、憲法違反であると訴えることにした。

設問

あなたが、この訴訟におけるAの代理人であったならば、いかなる憲法違反を主張して市に対抗することになるであろうか。なお、暴対法の違憲性および借地借家法との関係までは問題にしないこととする。

S市営住宅条例

第7条 S市営住宅に居住するものは、以下の条件に該当する者は居住することはできない。また、この条件に該当することが判明した場合は、S市は直ちに入居を断ることができる。

- 1 居住者が、S市の市民でない場合
- 2 居住者が、虚偽の家族構成と収入を申告した場合
- 3 居住者が3カ月以上にわたって、家賃を支払わなかった場合
- 4 居住者が犯罪をおこなって有罪となった場合
- 5 小動物以外のペットをもちこんだ場合
- 6 居住者が暴力団関係者であることが判明した場合

【刑 法】

以下の文章を読み、問いに答えよ。

- 1 甲は、Xに対して恨みを持っていたが、腕力のあるXを殺害するには銃殺しかないと考え、交番で勤務中に居眠りをしていた警察官Yの隙をついて拳銃を奪って姿をくらました。Yは、その20分後に拳銃がなくなっていることに気がついた。
- 2 拳銃を奪った1時間後、甲は、X宅を訪ね、殺害の意図を隠して、「ちょっと話したいことがあるので、お邪魔して良いかな。」とXに面談を申し入れたところ、Xはそれを了承し、居間に招き入れた。その直後、甲は、突然拳銃を取り出し、Xの心臓目がけて発砲したが、Xがとっさに身をひねったので弾丸が外れ、弾丸は開いていたガラス窓、さらにX宅のブロック塀の透かし部分を通り抜けて、奪われた拳銃の行方を追って偶然X宅の近くまで来ていたYの心臓に命中し、Yは死亡した。Yは甲の死角にいたため、甲は、Yに対して 殺人の未必の故意もなく、傷害の未必の故意すらなかった。

甲は、「次は外さんぞ。」と叫びつつ、Xの頭部を狙い引き金を引いたが、カチャッと音がしただけで弾は出なかった。Yの装備していた拳銃には、規則に反し、一発しか弾丸が装填されていなかったのであるが、甲は、そのことを全く知らなかった。

甲の罪責を論ぜよ。なお、拳銃についての窃盗罪、特別法違反については論じる必要はない。

【参照条文】

警察官等けん銃使用及び取扱い規範

(けん銃の携帯)

第十一条 警察官は、制服（活動服を含む。以下同じ。）を着用して勤務するときは、けん銃を携帯するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 室内で勤務するとき（交番その他の派出所、駐在所その他これらに類する施設で公衆の見やすい場所において勤務するときを除く。）。

(中略)

(たまの装てん等)

第十三条 警察官は、けん銃を携帯するときは、常時、回転式けん銃にあつては長官が別に定める数のたまを装てんし、自動式けん銃にあつては長官が別に定める数のたまを充てんした弾倉を弾倉室にそう入しておくものとする。